

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成25年2月28日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成25年7月30日

京都市長 門川 大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イズミヤ堀川丸太町店

京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町507号

2 主な意見の概要

- （1）コミュニティ道路である猪熊通に駐車場出入口を設けるのは反対である。
- （2）猪熊通は、せめて出入口のどちらか一方にしてほしい。
- （3）工事用車両が猪熊通を出入りするのをやめてほしい
- （4）猪熊通には、幼稚園や障害者支援施設、予備校がある。猪熊通に駐車場出入口を設けて交通量が増加すれば、事故の危険性が増える。
- （5）駐車場の入庫待ち車両で、猪熊通に渋滞が起こる可能性がある。
- （6）駐車場の台数を大幅に削減すること。
- （7）駐車場の利用時間の短縮。
- （8）深夜12時までの営業に反対である。
- （9）閉店時刻を午後10時までにしてほしい。

3 縦覧場所，期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成 2 5 年 7 月 3 0 日 (火) から平成 2 5 年 8 月 3 0 日 (金) まで (日曜日，
土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

なお，上記 2 の意見の概要は，法第 4 条第 2 項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく，提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)